

香芝市告示第 6 9 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、近鉄関屋駅およびJR香芝駅の自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車および原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

令和 5 年 4 月 2 4 日

香芝市長 福 岡 憲 宏

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 撤 去 理 由 | 香芝市自転車等の放置防止に関する条例 |
| 2 | 撤 去 年 月 日 | 令和 5 年 4 月 2 1 日（金） |
| 3 | 撤去対象区域 | 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、近鉄関屋駅およびJ
R香芝駅 |
| 4 | 保 管 場 所 | 香芝市自転車等保管所
香芝市北今市 5 丁目 6 3 4 番地 1 |
| 5 | 引 取 期 間 | 撤去日より 6 0 日間
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。 |
| 6 | 引 取 時 間 | 1 0 時から 1 3 時まで |
| 7 | 持 参 物 | 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等） |
| 8 | 連 絡 先 | 香芝市役所生活安全部生活安全課（T E L 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（T E L 0 8 0 - 8 3 4 8 - 1 6 2 8） |